

共同利用パソコン取扱ガイドライン

1. 目的

「共同利用パソコン取扱ガイドライン」は、情報演習室およびPC自習室等、共用スペースに設置してあるパソコンを利用する際、利用者が遵守すべき事項を示すことを目的とする。

2. 利用者は以下に掲げる行為をはじめとする、端末等の設備を物理的に損傷する可能性のある行為をしてはならない。

- (1) 情報演習室やPC自習室等における飲食。
- (2) コネクタ等を引き抜いたり、キーボードやマウス等周辺機器を取り外したりする行為。
- (3) 光学ドライブやUSB接続端子等、開口部に異物を詰める行為。
- (4) キーボードの乱打、USBメモリ等の乱暴な抜き差しをする行為。

3. 利用者は以下に掲げる行為をはじめとする、他の利用者の利用を妨げる行為をしてはならない。

- (1) 共用端末の占有行為。端末をロックして長時間離席する行為も含む。
ただし、講義等で特に許可された場合を除く。
- (2) 情報演習室およびPC自習室において大声で騒ぐ行為や、ごみを放置する行為。
- (3) プリンタの紙詰まりや紙切れ、トナー切れを放置する行為。

4. 利用者は以下に掲げる行為をはじめとするネットワーク帯域を占有する行為をしてはならない。

- (1) 大きなサイズのファイルの転送。
- (2) 大きなサイズのメール送信。
- (3) 高い頻度で問い合わせパケット等を送出するアプリケーションの使用。

5. 利用者は、光学メディアやUSBメモリ等の外部記憶メディアを利用する場合には、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者のファイルを保存した外部記憶メディアを放置しないこと。
- (2) 放置してある、または出所が定かでない外部記憶メディアを端末に挿入しアクセスしてはならない。そのような媒体を発見した場合は、システム管理責任者（以下「管理者」という）に届け出ること。
- (3) 使用済みの外部記憶メディアを譲渡、または廃棄する場合には、記録されていたデータが復元されることのないように、専用ツールを用いて消去するか、メディアを物理的に破壊すること。

6. 利用者は、情報演習室および PC 自習室等、共用スペースに設置してある PC 端末を利用する場合は、以下の各号を遵守しなければならない。

(1) 端末を操作中に一時的に離席する場合は、端末をロックすること。

(2) 演習室等の扉や窓を開放しないこと。また、空調機の設定温度を変更しないこと。

ただし、管理者が別途指示する場合はこの限りでない。

(3) 使用後の端末等の電源を切ること。ただし、管理者が別途指示する場合はこの限りでない。

(4) プリンタで無駄な印刷をしないこと。

以上

2014 年 9 月 17 日作成

大阪工業大学

情報センター